

平成26年第1回
中札内村議会臨時会会議録

平成26年5月15日（火曜日）

◎出席議員（7名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	5番	黒田和弘君
6番	男澤秋子君	7番	北嶋信昭君
8番	高橋和雄君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
施設課長	大和田貢一君		

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君 教育次長 高桑浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤則明君 書記 林真悠君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	承認第 1 号	中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについて
日 程 第 4	議案第 2 5 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日 程 第 5	議案第 2 6 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日 程 第 6	議案第 2 7 号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 7	議案第 2 8 号	工事請負契約の締結について
日 程 第 8	議案第 2 9 号	工事請負契約の締結について
日 程 第 9	議案第 3 0 号	工事請負契約の締結について
日 程 第 10	議案第 3 1 号	平成 2 6 年度中札内村一般会計補正予算について
日 程 第 11	議案第 3 2 号	平成 2 6 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただ今の出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回中札内村議会臨時会を開会いたします。

会議に先立ちまして、去る4月15日にご逝去されました、笠松直氏のご冥福をお祈り、ここに謹んで黙祷を捧げたいと思います。

皆さん、ご起立をお願いいたします。

それでは、1分間の黙祷をしたいと思います。

黙祷。

（出席者全員で黙祷を行う）

黙祷を終わります。

ありがとうございました。ご着席をお願いいたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番北嶋議員と1番中井議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りをいたします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

◎ 日程第3 承認第1号 中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについて

○議長（高橋和雄君） 日程第3、承認第1号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村固定資産評価審査委員会委員のうち、井上美鈴氏が一身上の都合により3月31日をもって辞任されましたので、地方税法第423条第4項の規定に基づき、帯広市在住の行政書士であります、佐々木陽一氏を補欠の委員として4月25日付けで選任いたしました。

佐々木氏は、元北海道職員で定年退職後に行政書士事務所を開業し、相続などの伴う財産の調査や農地の権利移動などにも精通しておられ、固定資産評価審査委員会委員として適任と存じます。

なお、本委員の任期は、井上委員の残任期間であります平成26年8月9日までであります。

ここに、地方税法第423条第5項に基づき、議会の承認を得たくご報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） この人については、内容的には申し分がない方だということに今の報告を受けまして感じましたけれども、村内に在住していないということなのでしょうけれども、そういう方でもよろしいのかどうか。村外であるということ、何かそれに支障がないかどうかということをおっしゃって疑問に思いますので、お答えいただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 地方税法の423条第3項の中で、当該市町村の住民、市町村税の納税義務があるもの、または固定資産の評価について学士経験の有するものの中からという項目がございます、後段のほうの固定資産の評価について学士経験の有するものということで選任をさせていただいたところでございます。

基本的には、村民であること、市町村民税を納めている方なのですけれども、学士経験の部分については、村内に在住している村民税を納めている要件としていないということで村外の方を選任したということでございます。

特に、そのことで問題があるというふうには考えていないところでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この議案は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

承認第1号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。
したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

- ◎ 日程第4 議案第25号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- ◎ 日程第5 議案第26号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第4、議案第25号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第5、議案第26号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての2件を議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただ今、一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、上川中部消防組合及び伊達・壮警学校給食組合の解散脱退や道央廃棄物処理組合の加入などに伴い、北海道市町村総合事務組合規約、別表第1及び別表第2と、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約、別表第1の変更について協議するため、本案を提出するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第25号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第25号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第26号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第27号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) 日程第6、議案第27号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の限度額が引き上げられたこと及び低所得者に係る提言措置の拡充が行われたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) それでは、補足説明を山崎住民課長、お願いをいたします。

○住民課長(山崎恵司君) それでは、補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー4番、議案関係資料の4ページをお開きください。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要に基づき説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が4月1日に施行されたことに伴うもので、まず1点目の課税限度額の引き上げについて、課税限度額については平成23年度に医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3区分すべてで引き上げが行われて以来の改正となっており、今回の改正では後期高齢者支援金等分と介護納付金分の2区分について、それぞれ2万円を引き上げ、支援金等分については14万円を16万円、介護納付金分については12万円を14万円に改正しようとするものであります。

次に、2点目の低所得者に係る軽減措置の拡充についてです。

これは、地方税法第703条の5及び同法施行令第56条の89に基づき、条例で規定している軽減措置で所得に応じて均等割と平等割を7割、5割、2割軽減する仕組みで、今回の改正では5割軽減については世帯主を除くとしていたものを、世帯主を含む被保険者数とし、2割軽減については被保険者数に乗じる基準額を35万円から45万円に、10万円引き上げることで軽減判定所得をそれぞれ引き上げ、対象者の拡充を図るものであります。

次に、施行日です。

本改正条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用となりますが、25年度分までの国民健康保険税については改正後もなお従前の例によることとしております。

資料の5ページから6ページについては、新旧対照表を添付させていただいておりますので参考にご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで、提案理由の説明を終わります。

議案第27号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、2点ほどお聞きをしたいというふうに思います。

まず1点目は、ただいま説明がありました通り課税限度額の引き上げということで、後期高齢者支援金等分、あるいはまた介護納付金分の改正。あるいは低所得者に係る軽減措置の拡充ということで、5割、2割分をそれぞれ拡充と、こういう説明をいただきましたが、それぞれの項目における村において何名くらい新たに該当者が出てくると見込まれるのか伺いたいと思います。

国民健康保険税については6月から納期が始まるということで、それぞれ今の時期としては準備されているだろうというふうに推察するわけですが。

それから2点目ですが、低所得者世帯については、今言いましたように5割、2割の対象者の拡充をしたと、こういうことですが。例えば、年金生活者の夫婦世帯において、年金収入額がどのくらいの世帯がこれらに該当してくるのか伺いたいというふうに思います。

その2点、お願いします。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず1点目の今回の改正の課税限度額の引き上げと、それと軽減措置の拡充、それぞれの対象世帯人数及び、それによって影響を受ける税額というご質問であったかというふうに思います。

まず1点目の中の課税限度額の部分ですが、課税限度額が引き上げられるということは、限度額の超過世帯が減るということを指しますので、限度額を超えてしまう世帯が減ることになりますので、その増減でちょっとお答えをしたいと思います。

なお、所得の判定についてはまだ確定しておりませんので、平成25年度の賦課にあたった所得をもとに試算をしております。ですから、実際26年度分の賦課にあたっては、当然数字は変わるということになるかと思えます。

まず、課税限度額が引き上げられることにより、超過世帯数、超過税額がどの程度変わるかということですが、支援金等分については25年度当初、71世帯が56世帯へ、△15世帯。

介護分については影響がございませんでした、今回の限度額の引き上げでは。ですから、影響世帯はゼロということになります。

このことに伴う税額での影響は、限度額内の世帯がその分だけ増えるということになりますので、税額としては去年の所得をもとに算出すると、130万円ほど増額するという試算になっております。

もう1点の軽減措置の拡充でございます。

均等割と平等割それぞれ、均等割については被保険者数、平等割については世帯ということでございますので、医療分と支援金等分については、それぞれ対象者が同じ、被保険者数、被保険者世帯、これは同じですので、あわせて回答させていただきたいと思います。

医療分、支援金等分につきましては、5割軽減。

均等割については、62円ほど増えるというふうに試算をいたしました。

平等割については、37世帯増加と。

2割軽減につきましては、均等割が7名。平等割については、逆に5世帯ほど減少すると。これはおそらく年度内の異動等がありますので、その分でそういうふうに試算されたものというふうに思います。

続いて、介護分です。

介護につきましては、均等割のみ。所得割と均等割で付加しておりますので、平等割はございません。ですから、均等割、5割軽減については15人の増。2割軽減については、8人の増ということでございます。

このことによる税影響は軽減対象が広がっておりますので、150万円ほど減少するという推計でございます。

それと、2点目のモデル世帯でどのくらい額が影響を受けるのかというお話でございます。これもあくまで概算で試算したものでございますが、高齢者夫婦世帯、お二人の世帯で年金収入のみのケースで試算をしております。

7割軽減については今回異動はありませんので、今回の改正前ですと、年金収入で210万円程度までは5割軽減の対象となります。改正後は、20万円引き上がって、230万円。

2割軽減につきましては、改正前250万円程度まで。改正後については270万円程度という推計でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第27号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、今回の議案第27号、中札内村国民健康保険税条例の一部改正への反対の立場での討論をさせていただきたいと思います。

今回の改正では、保険税の2割、5割軽減の基準緩和による低所得者への負担軽減措置が行われるなど、改善された点は大いに評価できることと考えます。

しかし、今の国民健康保険制度の根本的な問題である国庫負担割合はそのままとなっています。

国はこの30年の間に、当時5割あった国庫負担割合を現在の4分の1にまで削減してきています。国による社会保障への責任放棄をする一方で、その分の負担が地方自治体や被保険者である国民に保険税の増額という形で覆いかぶさっていると考えます。

年金の削減や非正規雇用の拡大によって、収入が減っている世帯が多くなる中、4月からの消費税の増税など、国民生活は本当にひっ迫していると考えます。

そんな中、3年前にも上がっていますが、課税限度額の拡大による保険財政の安定を求めるのではなくて、やはりまず国がやるべきことは国庫負担割合を増やす、そして30年前の5割に戻すことが先決ではないかと考えます。

以上の理由から、今回の改正案には反対をさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、討論ございませんか。
反対討論でしたので、賛成の討論があれば、ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論を終わりたいと思います。
議案第27号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決をいたします。
この議案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（高橋和雄君） 起立多数です。
したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第28号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） 日程第7、議案第28号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
田村村長。
（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。
本案件は、中札内南9丁目環状線道路外2路線改良舗装工事を平成26年10月31日までの工期で実施しようとするものであり、5月12日に指名競争入札を行った結果、1億1,502万円で永井工業株式会社が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。
詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足して説明いたします。
黒ナンバー4番、議案関係資料7ページをお開きください。
工事請負契約の締結について記載しておりますが、中札内南9丁目環状線道路外2路線改良舗装工事は、ときわ野の新分譲地の団地内道路3路線、総延長577.92メートルを実施するもので、5社による指名競争入札を行いました。
落札業者は永井工業株式会社で、予定価格1億1,687万7,600円に対しまして、1億1,502万円、落札率は98.4パーセントです。
なお、2番札は1億1,556万円、3番札は1億1,577万6,000円でありました。
隣の8ページに宅地分譲地造成平面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。
以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。
議案第28号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第28号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第28号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第29号 工事請負契約の締結について

◎ 日程第9 議案第30号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第8、議案29号、工事請負契約の締結について、日程第9、議案第30号、工事請負契約の締結についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、上程議題一括議題に供されました、工事請負契約の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内中学校大規模改修機械設備工事及び電気設備工事を平成26年12月15日までの工期で実施しようとするものであり、5月12日に占め競争入札を執行しましたが、不落札となり、最低価格業者と協議を行い、機械設備工事は6,156万円で奥原昭和熱器経常建設共同企業体と、電気設備工事は8,002万8,000円で、有限会社双栄電気工業と、随意契約による工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足してご説明いたします。

黒ナンバー4番、議案関係資料9ページをお開き願います。

まず、議案第29号、中札内中学校大規模改修機械設備工事ですが、契約の方法は随意契約であります。随意契約に至る経過につきましてご説明申し上げます。

本件は、5社による入札を執行したところ、1回目、2日目とも予定価格に至らず、最低入札額の奥原昭和熱器経常建設共同企業体と協議を行い、6,156万円で契約しようとするものです。

予定価格は6,186万2,400円で、入札が行われた1回目の最低入札価格は6,966万円。2回目の最低入札価格は6,696万円でありました。

議案資料の10ページに換気設備の平面図、11ページに床暖房の平面図を添付してお

ります。

続きまして、議案第30号、中札内中学校大規模改修電気設備工事ですが、こちらも契約の方法は随意契約であります。

先ほどと同様に、2回の入札を執り行いましたが、予定価格に至らず、最低入札額の有限会社双栄電気工業と協議を行い、8,002万8,000円で契約しようとするものです。

予定価格は8,010万3,600円で、入札が行われた1回目の最低入札額は8,566万5,600円。2回目の最低入札額は8,046万円であります。

13、14ページに校舎の電灯設備平面図、15ページに体育館アリーナの電灯設備平面図を添付しております。

申し訳ありません、1点訂正がございます。

提案趣旨説明で、工期でございます。工期、先ほど平成26年12月15日までの工期と申しましたが、平成27年12月15日です。継続費を用いてやっておりますので、27年12月15日であります。

申し訳ありませんでした。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから2件を一括して質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 随意契約に至るまでの経過については、今総務課長のほうから話があったわけなのですが、いずれにしても指名競争入札にかけて、不落に終わって随意契約ということですが。いずれにしても予定価格に達しないで随意契約2件の関係ですけれども、もっと詳しく、どうしてこう不落になったのか、要因等々があるかと思っておりますので、その辺の中身について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長

○総務課長（阿部雅行君） 不落に至った経緯ですけれども。推計でございますが、昨年あたりから人件費、資材等の高騰が続いております。

今回の入札につきましても、そこら辺は十分見越して設計しておりますが、それをさらに上回った形が現実との数字となってしまいました。

原因につきましては、人件費、資材の高騰と推計いたします。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 総論としては、今のお話したことで分かるわけですが。

お話ですと、人件費、資材が高騰を見越して予算化したということですが。どの程度のアップで見越していたものがさらに上回ってという説明なのですけれども、そこら辺のどれくらい見越して予算化したのか。

さらに、どの程度上回ったのか。その辺のパーセンテージでよろしいので、その辺教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 私のほうで少し補足をさせていただきたいと思います。

おっしゃっている意味は分かるのですが、実は予算の段階でございますので、毎年、道

の基準単価は4月になると変更になります。

今年はまだそれが変わらず、7月ということなのですが、大きく言うと、根本の原料価格が上がっているということが一つございます。

もう一つは、北海道はなかなか実感できない部分がございますが、本州等はかなり景気が回復して、またオリンピックなどの事業も随時予定がされております。そういったところに持っていかれる割合の度合いなものですから、例えば、当初の段階では5パーセント程度を載せたとしても、それがどの程度上がったのかはちょっとなかなか設計書を細かく全部分析しないとできない部分がありますので、それは今後の参考にして、適正な予定価格が算定できるように努力をしていきたいというふうに思っていますが、今のところではその把握については十分まだ整理が終わっていないということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第29号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第29号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第30号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第31号 平成26年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第11 議案第32号 平成26年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第10、議案第31号、平成26年度中札内村一般

会計補正予算について、日程第11、議案第32号、平成26年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についての2件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） ただ今、一括上程議題に供されました、補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額にそれぞれ8,149万9,000円を追加し、総額を34億4,289万9,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の増額にそれぞれ130万9,000円を追加し、総額を5億4,810万9,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、最初に阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、一般会計補正予算書により歳出から説明させていただきます。

歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係ある特定財源についてあわせて説明いたしますので、歳入では同様の説明は省略させていただきます。

10ページをお開きください。

3款民生費、説明欄19説、負担金補助及び交付金、臨時福祉給付金1,250万円は、4月からの消費税の引き上げに伴い、低所得者への負担の影響緩和することを目的に支給するもので、村民税、非課税者に対して1万円。

さらに、年金受給者などに5,000円の加算額を支給するとして、それぞれ850人と800人に対する給付金を想定しております。

事務経費につきましても、それぞれ追加補正を行い、特定財源として国庫補助金の追加補正をしております。

11ページ、説明欄19説、負担金補助及び交付金、子育て世帯臨時特例給付金572万円の追加につきましても、消費税引き上げに伴う子育て世帯への負担の影響を緩和することを目的に児童手当受給対象者に対象児童1人当たり1万円の給付を行うこととして、572名の対象児童を見込んでおります。

事務経費もそれぞれ追加を行い、特定財源として国庫補助金の追加補正をしております。

次に、8款土木費、公営住宅建設事業費、工事請負費2,510万円の追加ですが、これは3月に国の補正予算による社会資本整備総合交付金の追加により追加補正を行い、事業は26年度に繰越したものであります。今回国の事業採択が一部、平成25年度から平成26年度になったことにより、それに伴いまして、採択となりました事業分を追加するもので、特定財源の交付金と公営住宅建設事業債をそれぞれ追加しております。

次に、13ページ、10款教育費、15節工事請負費、中札内中学校改修工事3,380万円の追加ですが、5月12日に入札を行った中学校大規模改修建築主体工事が契約に至らず、設計の見直しにより追加するものであります。特定財源といたしまして、公共施設等整備基金を3,300万円の追加をしております。

なお、この事業は継続費の補正も伴います。

4ページをお開きください。

3月定例会におきまして、中札内中学校の改修事業につきまして、平成25年度4億2,819万円、平成27年度9,846万円とする継続費を設定いたしました。今回の補正により、平成26年度に3,380万円を追加し、平成27年度を9,820万円に変更を行い、設定するものです。

続きまして、5ページ。

地方債の補正ですが、追加するものとして、公営住宅建設事業が1,250万円、高機能指令センター整備事業が40万円に限度額を設定するほか、起債の方法を利率、償還の方法を設定するものです。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長、お願いをいたします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー3番、国民健康保険特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

歳出で、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の委託料、説明欄の国保資格システム改修委託及び国民健康保険システム改修委託。それぞれ29万1,000円、101万8,000円の追加ですが、国民健康保険の制度改正及び、先ほどご決定いただきました国保税条例の一部改正などに伴うもので、その財源については上段6ページにございます国庫支出金の財政調整交付金により全額措置されることになっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、私のほうから何点かお聞きをしたいというふうに思います。

まず、10ページの臨時福祉給付金給付事業、あるいは、その下の子育て世帯臨時特例給付金給付事業ということです。これには、ただいま説明があった通り国の事業とも言うてもいいわけですが。言ってみれば、住民にとっては効率的な給付事務を望んでいるのかなというふうに思います。早期に給付していただきたいなというふうに思います。

それで、まず1点目としては給付までの事務の流れについて、どのような流れを考えておられるのか。また、給付事務の開始あるいは完了の予定時期等について教えていただきたいというふうに思います。

それと、本来、これは全額国で対応すべき財源だというふうに思いますが、一般財源を見ますと73万2,000円ということで、村の一般財源を当て込んでの事業なのですが、どういものが一般財源にしているのか。あるいはまた、できれば国の給付事業なので、一般財源が出ない方法で村にとってはそのほうがよいというふうに思いますが、そこら辺の考え方ですね。

同じく、子育てのほうについても同額73万2,000円で一般財源に載っていますが、そこら辺の説明をお願いをしたい。

あわせて、子育てのほうについてはそう複雑な給付事務ではないと思いますが、給付事務の流れについて具体的に教えていただきたいというふうに思います。

それと、12ページの教育費の事務局費、指導主事共同設置費、普通旅費10万9,000円ということですが、当初研修費ということで、12万7,000円を見ているわけですが、さらにまた今回10万9,000円追加ということですが、この内容等について教えていただきたいと。

さらには、中札内小学校管理費、環境整備賃金ということで、大きく69万5,000円が補正で今回挙がってきているわけですが、その内容等々について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、私のほうから臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の関係について説明させていただきます。

まず、給付までの事務の流れですけれども、中札内村におきましては子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金を同時に行います。といいますのは、これからのスケジュールでありますけれども。

まず、5月の下旬になると思いますが、全世帯を対象に臨時福祉給付金に対するチラシと、それから給付申請書を請求する葉書きを全世帯にまず送ります。

それから、児童手当を受給されている世帯に子育て臨時給付金のチラシと、申請書の請求葉書きをお送りいたします。そうしますので、児童手当の方につきましては、臨時福祉給付金と子育ての分と両方いくような形になります。

そして、そのチラシと葉書きがいった、該当者、臨時給付金でしたら、非課税の方。そういうような方たちにつきましては、その葉書きもしくは葉書きで返書もしくは電話、窓口に来られてという形で申請手続きが行われると思っております。

受付開始でございますが、年金受給の情報が、実は6月の中旬以降に来るという形になってございます。ですので、臨時給付金の加算分を受けられる方の年金情報というのが6月上旬以降ということになりますので、一応6月16日から受付を開始しまして、請求の審査を行いたいと思っております。

そして、随時7月に入りましてから、支給決定を行い、口座振り込み等を行っていきいたいと思っております。

受付の完了につきましては、11月28日を受付終了時期とみております。そして、最終的な支払いにつきましては、12月26日までですべての方の支払いの完了を終わりたいと思っております。

それと、全額本来この事業についてはということでございます。

この分につきましては全額村の持ち出しはない形ではございますが、この臨時給付金と子育てのときの事業を実施するにあたり、そのお仕事を手伝っていただくという形で嘱託職員を1名配置いたしました。その分の人件費をすべて見られればいいのですけれども、やはり5月から8月くらいまでの間しかおそらくは見られないだろうということを想定しまして、残りの7か月分を補助事業のために危険率というふうな感じで7か月分を単費で見てくださいので、子育てと臨時の分の按分分、73万2,000円ずつは村の単費とさせていただいているということでございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 指導主事共同設置費の普通旅費の追加でございますけれども。指導主事が前住地の帯広市から本村に転入する場合の移転料として、距離に応じた額8万9,000円に着後手当2万円を加えまして、10万9,000円を移転料着後手当とし

て支給しようとするものでございます。

当初予算に計上しておりませんでしたので、今回の補正予算で追加をさせていただきたいということでございます。

次に、中札内小学校管理費の学校林整備工事から環境整備賃金で69万5,000円を振り替えるものですが、当初工事請負費の中で雑木の処理費を計上しておりましたが、社会福祉協議会就労センターと協議しましたところ、就労センターとして対応できるということになりましたので、雑木処理及び処分に係る賃金延べ、単価が2種類ありますけれども、100日分を工事請負費から賃金に振り替えようとするものでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 給付事業の関係ですけれども。

今福祉課長からお話があったのは全世帯にチラシと給付申請の葉書きを送ることなのですが、先ほど対象人数も850人、800人といっていましたよね。そうしますと、本当にうちは該当になるのかならないのかということでの混迷というのかな、何か生じることも含めて質問しているわけですが、もっと効率的な受付というができるような感じがするのですが。

法的には、これを犯すことはできないのですから、守秘義務というのですか、そういうものもありますけれども、税情報については税法で載っているわけで。言ってみれば、どういう人が対象になるのかなということが、村のほうで把握しているわけで、税情報についても本人からの承諾があれば、それに基づいてできるわけですから、あまりにも、1足す1は2、ということでのほとんど対象にならないほかの世帯でもいろんなものを配布してこれはどうなのですかという話に合なると思いますが、そんなことが住民の混乱というのですか、そんなことが予測されるのもっと効率的な方法というのは考えられないのかなという気がします。

子育てについては、児童手当の対象となる中学生以下の児童ということですから、これについても村のほうで把握しているわけですよ。ですから、当然対象となりますから、対象者についてはこういうことでやってくれと。

逆にお願ひするような形の申請の受け付け方もいろいろ方法があるのではないのかなという気がするものですから、その辺について効率的な方法は考えられないのかお聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まさに黒田議員のおっしゃる通り、私どもの事務としてはそのように実はやりたいところでございます。ですので、ほかのものに関しても個人情報保護条例に基づく手続きを取れば、そういう住民に直接利便のあるものについては税情報なども引き出せるようなことも他の案件はありますので、そういうことをやれるものかなということを期待していましたけれども。

国のほうで今回のものについては、税情報というのはそういう形で提供するものではないと、ですのであくまでも個人の方からの承諾を得てからでない限りは税情報を入手することはできないという形になっていくということでございます。ですので、この分につきましては、臨時特例債のほうは非課税の方を把握するためにはどうしようもないという形になりますし、子育ての部分についても実は子育ての手当ての中に低所得者の人は子育てではなくて、臨時給付金があたるという形になっています。ですので、両方とも税情報が必要な形になりますので、こういうような形で個人からあくまでも申請をしていただかな

ければいけないということになります。

そうすると、どういう形でいくのが一番平等かという、私どもの村の場合でいくと、全世帯にそういうご案内を申し上げまして、それで自分は該当になるんだ、ならないんだなという判断をさせていただいた上でからではないとこういうところができないという、こういう今回の国のほうの決定でございますので、それに基づいて、村も実施するところがあります。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） ちょっと意見が噛み合っていないのですけれども、具体的に国ほうからどういう指導をされているのか。具体的なものがあれば、それに反することはできないのですが。

私の言っている趣旨は、ほとんど該当にならない世帯についても申請書を送ってこれはどうですかという形が、言ってみれば、住民の混乱というか、混乱までいかないのですけれども、そういうことが予測されますので、いわゆる村のほうでそういうわかっているわけですから、そういう情報に基づいて、新たについては臨時給付事業の対象になるということで同意書をもろうというのかな、その人に限って申請を受付けると。ほかの人はどうなのかということになれば、当然対象にならないわけですから、私はそういう効率的なことを考えることが当然だとは思いますが、そのことが国の言う進め方に問題があるのかなという疑義も感じるのですが、そんな形で進めることが効率的に良いのではないかということを行っているわけですから、特に問題ない気がするのですがね。

いずれにしても、3回目の発言になりますけれども、基本的には住民にとっては効率的な給付事業が速やかに行き渡るようにということが基本だというふうに思いますので、熟慮をしたうえで、もっと効率的なことを考える方法があるのではないのかなというふうに思いますので、ぜひそんなことで研究をしてもらいたいものだなということを思いますが、その辺の答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 実際、現実的に私どもそういうようにやれば本当にいいのですけれども、現実的には該当にならない人を把握するという事態、間違いなく該当にならないんだという確認すること自体がやはり税情報が必要でございます。ですので、その情報を勝手に得てはいけないという形で通達が出てございますから、どうしてもこういうような形でしかならざるを得ないだろうかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 1点目については教育費のほうで、先ほど小学校の環境整備賃金のマイナスがありまして、その要因としては請負だったのが高齢者による作業になったということの報告がありましたけれども。その作業は全部終了して、このような形になったのか。ただ今、請負だったのが賃金として計算した上で、こういう計算が出たのかということですね。

私もちょっと整備したのかなと思って、ちょっとそこら辺を確認したのですけれども、一部やはり低木など、枝払いなどした様子は伺えたのですけれども、全部終了しているかどうか。そして、もしくはしていないとしたら、どのような内容でされるのかということが、まず1点ですね。

その次に、先ほど同じ教育費の中で、中学校改修工事の中で工事請負費が3,380万

円の追加がありました。それは、入札ができなかったことによって設計の見直しも含めて、このような金額が出てきたということなのですから、その点についてももう少し中身と、どのような設計の見直しをしたのかというようなことも含めて説明いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 1点目の小学校の学校林の整備の関係なのですから。

まず、まだ整備は行っておりません。先日、現地を関係者で確認しまして、さらに社会福祉協議会とも協議を行った結果、やれる部分として雑木の処理については、工事請負に出すのではなくて、社会福祉協議会就労センターにやっていただくことで今回予算を工事請負費から賃金に組み替えたいということでもあります。

この補正予算が可決された後、早急に社会福祉協議会のほうに雇用の依頼をして、直営で、まずやれる雑木の処理をしていきたいということでございます。

その後、工事の入札を行って、発注、そして整備という流れになります。夏休みを中心としたその頃に整備をできればと考えておりますけれども、現段階ではそのようなスケジュールを考えております。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 中学校の改修工事の建築主体工事の補正に係る予算となっておりますけれども。

新年度に入って建設工事の発注の最盛期を迎えて、資材費、技能者不足による労務費の単価の高騰が続いております。

今回、村の発注の季候が4月上旬にスタートしているのですけれども、それ以降単価が2度上がっているという状況もありまして、特に木工事、家具・建具に関する価格。

また、外注費というアルミ建具とか、そういったこうたて含めたメーカーでつくるような製品についてもかなり高騰しているというところで、この2か月等で大幅に単価が変わってきているのかなというふうに想定をしているわけです。

今、不落になりましたことから、再度現状に対応できる単価を想定しながら、設計のほうの見出しを行って、再度入札になるわけですから、今新たにスタートの時期、現状にした段階での設計単価に組み替えて、再度発注を行うということで、その予測見込が今回の3,380万円の不足ということを見込んでおりますので、今回改めて追加をして発注に臨みたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 学校林の整備については、内容はわかりましたし、生徒の影響も考えて、夏休み中に行うということでもありますので、その点についてはそのようにしていただければ安全性もあることですから、行っていただければというように思いますし、理解いたしました。

次の中学校の改修工事に伴う予算の追加なのですから、資材の高騰というのは本当に最初の予算では見えなかった部分かなというように思いまして、先ほどの中でも工事請負契約についてときでも、本当に入札の段階で苦労しているのかなというように思いますし、今後についてもいろいろな工事を行うにあたっては、この予算内でできるというようなことが難しい状況になってくるのかなというようにことが想像されましたし、今回も中学校の改修については今の説明であると、資材の高騰や何かをある程度資材を落とすとかそれに代わるものに変更されるということなのではないでしょうか。備品とか、そういうものにつ

いても何か違うものに取り替えるとかそういうようなことで何とかこの工事を終わらせたい。それでも不足するから、3, 380万円の追加というようなことになるのかということなのですよね。

その点をもう一度伺いいたします。

○議長（高橋和雄君）大和田教育次長。

○施設課長（大和田貢一君）当初の設計段階から、最低限の予算で最短の効果ということで過剰な設計はいたしておりません。そういったことから踏まえて、資材、例えば、機器費を落として行うということは、せつかくの環境改善で図る工事の時期に将来悔いを残すことにならないように現状の仕様位置することでの追加の補正となります。

○議長（高橋和雄君）設計の見直しはしていないということですね。

よろしいですか。そのほか、質疑。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第31号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第31号、平成26年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君）異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第32号、平成26年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君）異議なしと認めます。

したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉会の宣言

○議長（高橋和雄君）これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第1回中札内村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時14分